

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会

令和 7 年 12 月 1 日(月曜日)

10:00～12:00

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

23. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えている現状を早急に改善してください。

- ① 居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが多くなっています。大阪府として実態把握に務めるとともに、不足状態を解消しヘルパーが安心して働き続けられるよう国に強く働きかけてください。

（回答）

- 全職業の有効求人倍率に比べ、障がい福祉分野では高位で推移している一方で、府ではここ数年、障がい福祉分野のサービス利用が右肩上がりであり、人材確保は喫緊の課題です。
- これまでも、国において福祉人材の確保に係る具体的な方策を講じるとともに、必要な財源を安定的に措置することや、それぞれの事業執行にあたっては、都道府県の裁量による柔軟な対応ができることとするよう、国に要求してきました。
- 国の「経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太方針 2025）」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」において、障がい福祉分野の人材確保に関する記述が初めて記載されるなど、国においてもこの分野の人材確保対策の充実を図ろうとされています。
- 大阪府としては、こうした国の動きを踏まえるとともに、引き続き、障がい福祉サービスが安定的・継続的に提供されるために必要な人材確保について、国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課
福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

23. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えている現状を早急に改善してください。

- ④ 障害者総合支援法第1条が定める、「個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことが出来るよう」に、居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学支援はもちろん、障害者自らが育児や家族支援等の「ケアをする権利」を含め、様々な社会的役割を果たすためのホームヘルパー利用を認めてください。また通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。

（回答）

- 居宅介護サービスにおける通院等介助については、病院等への通院や官公署、指定相談支援事業所等が対象とされており、営業活動など経済活動に係る外出や、通年かつ長期にわたる外出は対象外とされています。
- 入院時については、国の通知により、入院患者の看護や療養上の世話は、医療機関の看護師や看護補助者が行うこととされており、基本的に家庭で家事援助や身体介護を行うホームヘルプサービスの派遣対象として認められておりません。
- 大阪府においては、障がいがある患者等のニーズに応じた介護サービスを提供できるよう、制度の改善を国に要望しています。
- 育児については、育児をする親が十分に子どもの世話ができない場合の「育児支援」として、家事援助における支援対象となる場合がありますので、個別に市町村にお問い合わせいただくようお願いいたします。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

25. 障害福祉事業者に対して、引き続き万全の感染症対策を整えるとともに、感染症の蔓延時の障がい児者への対応を充実させてください。

④ 新型コロナウイルス感染症が５類に移行した以降も、障害者施設においては感染症対策を継続しています。大阪府として対策に係るかかり増し経費への補助を行ってください。

（回答）

○ 施設内での感染症拡大防止に向けた取組みについては、障がい福祉サービス等事業所に義務付けられた業務継続計画（BCP）の策定を支援するため、府独自に、事業所向けの策定研修を実施するとともに、事業所に共有する具体的なアドバイスを盛り込んだ動画を提供するなど、感染症対策に必要な情報の提供を行うことと併せて、感染症対策に係る支援を行うよう国に要望しているところです。

○ 今後とも、障がい福祉サービス等事業所が、感染防止対策や必要なサービスを継続的に提供ができるよう、事業所の経営安定化のための財政支援を国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

28. 高次脳機能障害者への支援策を拡充してください。

- ① 高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな「利用料一割負担」を廃止するよう強く国に要望してください。あわせて和歌山市で実施されている、就労施設を利用する在宅障害者の経済的負担の軽減を図り、就労支援、社会参加の促進及び自立を図るため、利用者負担額の全部又は一部を助成する制度である『和歌山市障害者就労施設利用者負担助成制度』のような府独自の救済策を講じてください。

（回答）

- 利用者負担につきましては、大阪府においては、これまでも国に対し、低所得者層への負担軽減の措置など、制度改善を求めてきております。
累次の制度改正を経て、現在では生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯における利用者負担は無料となっています。
また、障害者総合支援法では、収入が著しく減少した場合に、市町村の判断により利用者負担が減免できるとされています。
- 障がい福祉サービスの利用者負担について軽減措置が図られている中で、大阪府において、就労支援施設の利用者等のための独自施策を実施することは難しいものの、障害者総合支援法に基づく障がい者支援制度が全ての障がい者にとって地域で安心して暮らすことができるものとなるよう、国に対し利用者負担の軽減措置等の充実を求めるとともに、利用者負担上限月額の適切な認定等について、市町村への助言を適宜行ってまいります。
- また、障がい者の就労支援、社会参加の促進及び自立を図るため、大阪府では、大阪府工賃向上計画支援事業にて、共同受注窓口の運営や工賃向上セミナーなどを通じて事業所の工賃向上支援をするなど、引き続き障がい者の就労及び自立支援に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

28. 高次脳機能障害者への支援策を拡充してください。

② 中途障害者への支援について、当事者や家族、支援者（ケアマネ、相談員等）が市町村に相談をした際、福祉サービス利用に関する誤った説明や不適切な対応をされることが複数件生じました。いずれも中途障害者への支援の経験が豊かな事業所の指摘によって、市町村での対応に誤りに誤りがあったことが確認されました。障害者施策・介護保険施策の適用関係も含め、当事者が希望するサービスを受けることができるよう、中途障害者の福祉サービス利用の実態を府として把握して、市町村が適切に対応できるよう働きかけてください

（回答）

○ 大阪府においては、支給決定事務等について、利用者本位の視点の重要性に鑑み、利用者の立場に立った対応に留意するよう、また、国の法令及び通知「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等を十分に参照のうえ、適切に行うよう通知しております。

○ また、従前より国適用関係通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、これまでも市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

29. 自立訓練事業を活用した「学びの場」に対応した制度を拡充してください。

- ① 自立訓練事業を活用した学びの場の支給決定期間の更新に当たっては、利用者・家族のさらに学びたいとのねがいが受けとめられるように、市町村・市町村審査に「自立訓練(生活訓練)に係る支給決定期間の更新の取り扱いについて」（令和3年3月26日、厚生労働省・事務連絡）の趣旨を徹底してください。また、利用期間2年の有期限を4年間の延長が可能となるよう国に強く働きかけてください。引き続き「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者と、大阪府福祉部障がい福祉室との懇談の場を設けてください。

（回答）

- 自立訓練は、障害者総合支援法に定められた、障がい福祉サービスです。
- 厚生労働省令で定める標準利用期間は二年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、三年間）と定められております。さらに、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間（原則1回）の支給決定期間の更新が可能とされております。
- 国への提案を経て、国から標準利用期間を超えた取扱いについて、「標準利用期間を超えて、さらにサービスが必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間（原則1回）の支給決定期間の更新が可能」との通知が発出されており、令和3年度中に全市町村に案内したところです。
- 自立訓練の標準利用期間については、サービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定されているところであるが、当該期間が適切な期間であるか検証し、必要な措置を講ずるよう、引き続き、国に対し要望してまいります。
- また、「学びの場」について、生徒や保護者等の皆様にご活用いただけるよう、引き続き、関係機関に対する情報提供を行うとともに、府のHPにおける情報公表を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 自立支援課（下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

32. 短期入所事業を整備・拡充してください。

- ② 緊急時はもとより将来の親子の自立(自律)に向けて、児童が利用できる短期入所施設を増やしてください。また、レスパイト対応や外泊の体験ができるよう障害者の短期入所の整備を進めてください。

（回答）

- 短期入所サービスについては、令和6年4月の報酬改定において、地域生活支援拠点等として情報連携を整えた事業所における重度障がい者の緊急時の受け入れが評価されるとともに、緊急時の受入体制の構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算が見直されたところです。
- 医療的ケア児者の家族のレスパイトの時間を確保することは、医療的ケア児者とその家族の支援にあたって重要であることから、福祉型強化短期入所サービスにおいて、入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型が新たに創設されました。
- 障がい児者やその家族の様々なニーズに応じ、きめ細やかなサービスを提供していくことができるよう、制度の充実を、国に働きかけてまいります。
- また、市町村が、地域生活支援拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」、親元からの自立に向けた「体験の機会・場の提供」等の機能拡充が図れるよう、十分な財政措置を国に要望するとともに、意見交換会の開催による好事例の情報共有など、引き続き、市町村の取組みを支援してまいります。
- 加えて、大阪府では、重症心身障がい児者、特に医療的ケアが必要な方の地域生活を支え、介護者の負担を軽減するため、平成26年度より「医療型短期入所整備促進事業」を開始し、令和2年度からは「医療型短期入所支援強化事業」と名称を変更して実施しています。これは、病院が空床などを利用して、レスパイトを目的とした利用が可能な福祉サービスである短期入所事業を実施し、高度な医療的ケアが必要な方を受け入れた場合に、経費の一部を病院へ助成する事業です。医療的ケアの内容や年齢に関わらず身近な地域で短期入所を利用できるよう、引き続き実施機関の拡大に努めてまいりま

す。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課 (下線部について回答)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

32. 短期入所事業を整備・拡充してください。

③ 重度の知的障害や強度行動障害のある人が安心して利用できる施設・設備・環境の整った短期入所施設が開設できるよう、大阪府として助成制度を創設してください。

（回答）

○ 重度の知的障がい者や強度行動障がい者を有する方への支援は、障がい特性に応じた環境整備や専門的な人材と体制強化が必要と考えております。

○ 大阪府では、国庫補助事業の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用し、重度知的障がい者を受入れるグループホームや短期入所事業所を優先して整備を進めているところです。また、既存のグループホームや短期入所事業所を対象として、重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、令和5年度より重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成する府独自事業「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施しているところです。

○ 令和6年4月の報酬改定において、平時から地域の重度障がい者の生活状況等を把握するため、基幹相談支援センターや医療機関、行政機関等と連携体制を整えた短期入所事業所が、重症心身障がい児者や強度行動障がい者を有する児者を受け入れた場合を評価する加算が見直されました。

○ 大阪府として助成制度を創設することは困難ですが、障がい児者やその家族の様々なニーズに応じ、きめ細やかなサービスを提供していくことができるよう、更なるサービスの充実について、国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<障害者総合支援法>

32. 短期入所事業を整備・拡充してください。

- ④ 学びの場の学生は、自らの自立(自律)にむけた生活や親子関係が築けるようにショートステイの利用について積極的に学んでいます。「じりつしたい！」とねがう学生と家族が身近に利用できるショートステイ事業所を増やしてください。

（回答）

- 「第5次大阪府障がい者計画」と併せて策定している「第7期障がい福祉計画」において、令和6年度から令和8年度までの3年間における短期入所の見込量を示しており、いずれの障がい種別においても増加傾向にあります。
- 現行計画が令和8年度末で終了することから、次期計画策定に向け実績を把握するとともに、今後の必要なサービス量を適切に把握するよう、市町村に働きかけてまいります。
- また、市町村が、地域生活支援拠点等の「緊急時の受入れ・対応」、親元からの自立に向けた「体験の機会・場の提供」等の機能拡充が図れるよう、十分な財政措置を国に要望するとともに、意見交換会の開催による好事例の情報共有など、引き続き、市町村の取組を支援してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<障害者総合支援法>

33. グループホーム制度を拡充してください。

- ① 昨年の2024年報酬改定ではグループホームの基本報酬は区分5以下が大きく下げられました。このままでは重度高齢化に対応した支援の見通しが立てられません。日割り報酬ではなく、月額報酬にするとともに、全区分の基本報酬を大幅に引き上げるよう国に求めてください。グループホームは週末の帰省や病気等で利用者がいない時でも職員の配置は必ず必要です。グループホームは、殆どが小規模で運営への影響も大きいので、早急に改善を図ってください。

（回答）

- 大阪府においては、報酬改定に伴う課題等について、様々な機会を通じ、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からご意見を受け、制度の改善等について、必要に応じて、国へ要望してきたところです。
- 今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

33. グループホーム制度を拡充してください。

- ③ 高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わずホームでの日中支援が必要です。その上、複数職員での対応が必要なホームも増えています。「日中支援加算」については、平日に通所事業所を休んで支援した日だけしか加算が付きません。祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算が適用されるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

（回答）

- 日中支援加算（Ⅰ）の祝日・休日等の算定や日中支援加算（Ⅱ）を初日から加算の対象とすることについては、これまでも国に要望してきたところで
す。
- ご要望の府独自の補助は困難ですが、日中支援加算（Ⅱ）については、令和6年4月の報酬改定において、支援を提供した初日から加算の対象となりました。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

33. グループホーム制度を拡充してください。

- ⑥ グループホームで暮らす障害者の通院・入院への支援が行えるようにしてください。グループホーム入居者の通院等介助の制度は月2回が限度ですが、高齢になって複数の病院に通院が必要な人も増えていることを踏まえ通院回数と時間を増やしてください。また、通院介助は、慢性疾患の定期通院のみになっているので、緊急の通院には利用出来ない制度となっています。ホームの職員が通院支援する場合にも使える加算を作り、緊急時の対応ができるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

（回答）

- 令和6年4月の報酬改定において、事業所に置くべき世話人及び生活支援員を超えて従業者を配置しているグループホームを評価する「人員配置体制加算」が新たに創設されたところです。
- ご要望の府独自の補助は困難ですが、利用者の実情に応じて、月2回を限度とする「通院等介助」の利用制限を緩和するよう、引き続き、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

33. グループホーム制度を拡充してください。

⑧ 大阪府としてグループホーム職員確保のための特別な対策を講じてください。

（回答）

○ グループホームの拡充に向けては、人材の確保及び育成は重要な課題の一つであり、人員配置基準や報酬額の改善を国に要望するとともに、世話人等への研修を実施しています。

○ また、国庫補助事業を活用し、令和元年度よりグループホーム等の事業所に対して、ロボットやＩＣＴ機器の導入費用を助成しており、職員の負担軽減や労働環境の改善を図る事業所を支援しているところです。

○ 府は「第５次大阪府障がい者計画」において、人材の確保と育成にむけ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の３つのアプローチによりオール大阪で取組を進めていくと示しており、今後、障がい福祉分野における「参入促進」について検討を進めるとともに、府の障がい福祉サービスが安定的に提供されるよう、引き続き取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

33. グループホーム制度を拡充してください。

- ⑨ グループホーム開設のための土地購入・建設補助、大幅改修費への大阪府独自の補助を行ってください。また、開設にあたって、地域への説明や合意形成を事業者にゆだねるだけでなく、もよりの市町村も積極的に地域への理解を広げるよう指導してください。

（回答）

- グループホームの施設整備費（新築）につきましては、「社会福祉施設等施設整備費補助金」として、国と府の補助額を合わせて共同生活住居（定員 4 人～10 人）あたり 32,100 千円を上限とする補助があります。なお、一定の補助要件がありますので、法人等施設の設置者からご相談ください。
- 府独自の補助は困難ですが、公営住宅やUR賃貸住宅、公社賃貸住宅の活用など、関係機関と連携を図りながら、引き続き、グループホームの設置促進に取り組んでまいります。
- 障がい者の暮らしの場であるグループホームを地域住民に理解してもらうことは重要であることから、グループホームの役割やそこでの暮らしの様子などを紹介したチラシを作成し、公表しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

33. グループホーム制度を拡充してください。

- ⑩ 大阪府は全国的にも家賃が高く、国のグループホームの家賃補助制度 1 万円では利用者の負担軽減につながりません。国に家賃補助の増額を要望すると共に、大阪府でも独自の家賃補助を検討してください。

（回答）

- グループホームを利用している障がい者に対する家賃助成については、地域生活への移行を促進し、障がい者が安心して暮らせる「住まいの場」を確保する観点から、低所得者を対象に市町村が行う自立支援給付の特定障害者特別給付費として位置付けられております。

この特定障害者特別給付費の額の改定については国の責務であることから、近畿府県をはじめとする他の都道府県と連携して、利用者の実態や家賃等の地域の実情を十分に考慮し増額するよう、国に要望しているところです。引き続き、他府県と連携しながら、国に強く働きかけて参ります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

33. グループホーム制度を拡充してください。

- ⑪ 今年度も大阪府の「重度化対応の為に施設整備・修繕に補助(最大 180 万円)」が行われています。今年度の補助要件では重度者の新規入居が前提となっていますが、現在入居中の障害者の重度化・重複化も補助対象とし、来年度以降も引き続き補助制度を継続・拡充してください。また、スプリンクラーや介護浴槽等も補助対象として認めてください。

（回答）

- 令和5年度より府独自事業として実施している「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」については、障がい者支援施設における支援の度合いの高い利用者の割合の増加等により地域移行が困難となっていることを背景として、重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成することにより、障がい特性に対応できる事業所の拡充を図り、地域移行を推進していくことを目的としているため、新たに入居者を受け入れる事業所を対象としております。
- 補助対象経費については、床や壁の防音工事やクッション性の高い材質への改修など、障がい特性に応じた居室等の改修に係る工事費等を対象としています。今後については、令和5年度からの実績を踏まえ、事業内容について検討した上で、予算の確保に努めてまいります。
- また、グループホームの施設整備費（新築）につきましては、「社会福祉施設等施設整備費補助金」として、国と府の補助額を合わせて共同生活住居（定員4人～10人）あたり32,100千円を上限とする補助があります。なお、一定の補助要件がありますので、法人等施設の設置者からご相談ください。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

34. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

- ① 児童施設の超過齢者も含めた大阪府内の施設入所待機者の状況を明らかにするため、「令和6年度施設入所の待機者に関する実態調査」に相当する調査を毎年継続して実施してください。児童施設の超過齢者も含めた施設入所待機者の暮らしの実態を把握して、待機者の解消に見合った入所施設を整備するとともに、次期障害福祉計画で待機者解消に向けた入所施設の計画的な整備方針を示してください。

（回答）

- 「施設入所の待機者に関する実態調査」については、昨年度に引き続き、令和7年8月に実施しました。
- 今年度の調査については、昨年度の調査を掘り下げ、令和6年度中に待機者でなくなった方について、その理由ごとの人数を聞いております。また、施設入所を待機する方の入所希望時期についての項目を追加するなど、調査項目を変更して実施しました。
- 大阪府では、令和5年度より実施している本調査結果を踏まえ、「障がい者の地域生活の継続を支援するための体制整備」を推進するため、市町村及び事業所等への支援を強化し、相談支援体制の充実・強化や地域での支援体制の整備を図るため、令和6年度から入所施設等からの地域生活への移行及び地域生活の継続に向けた「地域生活推進事業費補助金」や「重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」等を、知事重点事業に位置付け実施しているところです。
- 第5次大阪府障がい者計画と一体的に策定しております、「第7期大阪府障がい福祉計画」および「第3期障がい児福祉計画」では、令和6年度から令和8年度の3年間の障がい者支援施設及び指定障がい児入所施設等の必要入所定員総数を定めており、3年間、据え置きとなっております。
- 現行計画の期間が令和8年度末を終期としていることから、次期計画策定にあたっては、国から示される「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や大阪府の実情も踏まえなが

ら、各種目標値の設定などについて検討してまいります。

- 引き続き、地域で安心して生活を継続していただけるよう、市町村をはじめ関係機関と連携し、地域の支援体制の整備に、取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

34. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

- ② 年々深刻さを加える家族介護から、家族が暮らす身近な地域での社会的介護による暮らしに移行できるよう、入所施設を含めた社会資源を計画的に整備してください。自宅やグループホームでの暮らしが難しい重度の知的障害や強度行動障害のある人に対応できる入所施設を整備・建設してください。

（回答）

- 大阪府では、入所施設をはじめグループホームなど、地域の様々な社会資源を活用し、障がい者や家族の状況に応じて、適切なサービスを提供していくため、市町村と連携し、相談支援体制の確保や暮らしの場となるグループホームの整備促進など、地域の支援体制の拡充に取り組んでいるところです。
- 特に、重度の知的障がい者や強度行動障がいの状態を示す障がい者を支援できるグループホーム等の事業所の拡大は、入所施設からの地域移行や地域での暮らしを継続していくために重要と考えております。
- このため、府独自事業として、重度障がい者の受入に必要な環境整備に係る費用を助成する「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施するとともに、本人や家族、グループホーム等事業者が、本人中心の視点に基づき、重度障がいのある方も含めて地域で生活するということをイメージしていただくための普及啓発や、その実現に向けて、施設及びグループホーム等の関係機関が連携して地域生活を推進するためのモデル事業に取り組む団体を支援する「大阪府地域生活推進事業費補助金」を実施するなど、ハード・ソフトの両面から事業所の取組みを支援しているところです。
- また、障がい者の生活を地域全体で支えるため、市町村における地域生活支援拠点等について、「緊急時の受入れ・対応」や親元からの自立に向けた「体験の機会・場の提供」等の機能拡充が図られるよう、意見交換会の開催による好事例の情報共有など、引き続き、市町村の取組みを支援してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

34. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

- ③ 医療的ケアの利用者を受けとめることのできる障害者のくらしの場の整備を府の責任で行ってください。また、看護師配置が可能となる補助制度を創設してください。

（回答）

- 大阪府においては、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、医療・福祉等関係機関の連携体制を構築し、地域生活を維持・継続していただけるよう努めるとともに、地域ケアシステムの強化や障がい福祉サービスの充実強化に取り組んでいます。
- また、令和5年4月には「大阪府医療的ケア児支援センター」を設置しました。支援センターでは、市町村や医療、福祉関係等の支援機関と連携し、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう必要な支援につなげてまいります。
- なお、重症心身障がい児者入所施設の新設については、設立意向の法人等からのご相談があれば、的確に対応してまいります。
- 大阪府では、入所施設だけでなくグループホームなど、地域の様々な社会資源を活用し、適切なサービスを提供していくことが必要であることから、地域の暮らしの場となるグループホームの整備促進に取り組むなど、地域の支援体制の充実に取り組んでいるところです。
- 施設入所者への医療的ケアの充実を図るため、夜間看護体制加算について、これまでの看護職員の配置人数によらない一律の加算から、配置した看護職員の人数に応じた評価に見直されたところです。
- 入所者のケアがきめ細かく実施されるよう、職員配置基準等の更なる改善や必要な財源措置について、引き続き、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

34. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

④ 基本報酬の引き上げを国に求めてください。また、夜間の体制が厚くできるよう、加齢や重度化の支援実態に合わせて補助を行ってください。

（回答）

○ 障がい福祉サービスの報酬単価については、令和6年4月の報酬改定において、全体で 1.12 パーセントの改定率で見直しが行われるとともに、処遇改善加算の制度が一本化され、加算率が引き上げられました。

○ また、入所施設における夜間の看護体制を拡充し、入所者への医療的ケアの充実を図るため、夜間看護体制加算について、これまでの看護職員の配置人数によらない一律の加算から、配置した看護職員の人数に応じた評価に見直されたところです。

○ 他業種との賃金格差の解消に向け、福祉・介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、更なる財源措置を、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<障害者総合支援法>

34. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

- ⑤ 入所施設で暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の加配制度を設けてください。

（回答）

- 入所者が病院又は診療所へ入院等をした場合は、入院・外泊時加算又は入院時支援特別加算の算定が可能となります。
- また、入所者の重度化・高齢化に伴い、医療的ケアが必要な入所者が医療機関に通院する頻度が高くなっていることから、令和6年4月の報酬改定において、通院に係る支援を評価する通院支援加算が創設されました。
- 報酬額や人員配置基準は、障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度であり、その改善について、必要に応じ国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課